

物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金申請書
(トラック運送事業者)
Q & A (令和6年4月1日時点)

秋田県産業労働部商業貿易課

《1 対象者について》

Q1-1 申請にはどのような要件がありますか。

- A 次の4つの要件を満たし、現在、事業実態及び事業継続の意思のある方が対象です。
- ・秋田県内に事業所を有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業であること。※靈柩運送事業を除く。
 - ・秋田ナンバーのナンバープレートの車両であること。※被牽引車など原動機を有しない車両、靈柩限定車、二輪車及び三輪車は対象外。
 - ・用途が「貨物」または「特種」であること
 - ・事業用であること

Q1-2 営業用の白ナンバーの車両を所有していますが、申請は可能でしょうか。

- A 自社の営業用途に用いられている白ナンバー車は申請対象外です。本事業は、貨物自動車運送事業を行う事業用として許可又は届出された、いわゆる緑ナンバー、黒ナンバーの車両が対象です。

Q1-3 自家用のトラックを所有して事業を行っているが、申請は可能でしょうか。

- A 貨物自動車運送事業に対する支援です。トラックでも自家用（白ナンバー）は対象外です。

Q1-4 現在事業を休止していますが、申請は可能でしょうか。

- A 事業を行なっていない方（車両）は対象外です。

Q1-5 リース等により使用している車両は、対象となりますか。

- A 事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象です。

Q1-6 令和6年4月以降に新たに購入した車両は、対象となりますか。

- A 補助対象期間（令和6年1月～令和6年3月）に登録のない車両については対象外です。

Q1-7 補助対象期間（令和6年1月～令和6年3月）に登録があったが、申請日時点において抹消登録した車両は対象となるか。

例) 令和6年2月1日まで事業に使用していたが、令和6年2月2日抹消登録した車両

A 本事業は燃料費の一部を支援することにより事業を継続していただくことを目的としているものであり、補助対象期間に登録があった場合でも、申請日時点で抹消登録されている場合には申請できません。

Q1-8 補助対象期間（令和6年1月～令和6年3月）に登録があったが、修理のため申請日時点において車検の有効期限が切れている車両は対象となるか。

A 申請日時点において車検の有効期限が切れている車両については対象外です。

《2 申請手続きについて》

Q2-1 申請書はどこで入手しますか。

A 支援事務局のウェブサイト（県トラック協会HP内）からダウンロードいただけます。ご利用いただけない場合は、郵送でお届けしますので、送付先をお知らせください。

Q2-2 申請の窓口はどこになりますか。

A 事務局（県トラック協会）に郵送又は持参にてご提出ください。
(〒011-0904 秋田市寺内蛭根一丁目15番20号)

Q2-3 インターネット申請はできますか。

A 申し訳ございませんが、郵送又は持参にて事務局（県トラック協会）にご提出ください。

Q2-4 申請回数に制限はありますか。

A 原則として申請は1回です。複数の営業所及び支店等がある場合は、本社がまとめて申請してください。

Q2-5 電子車検証が交付されているが、電子車検証の写しのみの提出でよいか。

A 電子車検証が交付されている場合は、自動車検査証記録事項をご提出ください。